

LIVE 北日本～東日本の日本海側中心に大雪に十分注意 各地の様子

男子生徒死亡 放課後等デイサービス運営法人の社員 有罪判決

2024年12月23日 13時27分 **事件**

おとし、障害のある子どもたちを預かる大阪の「放課後等デイサービス」に通っていた男子生徒の行方が分からなくなりその後、川で死亡したことをめぐって施設を運営する法人の社員が業務上過失致死などの罪に問われた裁判で、大阪地方裁判所は「危機意識に欠けた対応だった」などとして懲役1年10か月、執行猶予4年の有罪判決を言い渡しました。

おとし12月、大阪 吹田市にある放課後等デイサービスの施設「アルプスの森」に通っていた中学1年生の清水悠生さん（当時13）が施設の前で送迎車から降りた後行方が分からなくなり、1週間後に近くの川で死亡しているのが見つかりました。

施設を運営する法人の社員で支援計画の責任者を務めていた宇津雅美被告（66）は、送迎の際に急に飛び出すのを防ぐ対策をとるよう運転手に指導せず、注意義務を怠ったなどとして業務上過失致死の罪に問われたほか、別の利用者の子どもの手を殴ったり蹴ったりしたとして暴行の罪にも問われました。

23日の判決で大阪地方裁判所の中井太郎裁判官は「被害者の障害の特性を把握していた上、過去にも行方不明になることがあったにもかかわらず、その対策は不十分だった」と指摘しました。

そのうえで「施設の責任者として危機意識に欠けた対応で、過失は重大だ」などとして懲役1年10か月、執行猶予4年を言い渡しました。

亡くなった男子生徒の両親“2度と事故が起きないように祈る”

判決の後、亡くなった清水悠生さんの両親が報道陣の取材に応じました。

この中で、母親の垂佳里さん（43）は「施設を信じて預けたのに、事故が起きて信じられない気持ちでいっぱいでした。被告からは謝罪もなく、実刑判決を望んでいたのが非常に残念です。息子が社会とのつながりを感じながら少しずつ成長できたらと思い預けていましたが、息子に申し訳ない気持ちです。本当ならクリスマスや正月と一緒に過ごせたのにと、亡くなったあの日から私たち家族は毎日がつらくて何も進みません。もう2度とこのような事故が起きないように祈っています」と話していました。